

中国四国防衛局達第 3 6 号

改正 平成 2 5 年 3 月 2 8 日中国四国防衛局達第 1 号
改正 平成 2 8 年 3 月 2 2 日中国四国防衛局達第 3 号
改正 平成 2 9 年 3 月 3 1 日中国四国防衛局達第 7 号
改正 平成 2 9 年 6 月 6 日中国四国防衛局達第 8 号
改正 平成 3 0 年 3 月 3 0 日中国四国防衛局達第 6 号
改正 令和 3 年 6 月 2 4 日中国四国防衛局達第 3 号
改正 令和 5 年 1 2 月 1 3 日中国四国防衛局達第 1 1 号

中国四国防衛局総務部長等の専決及び代決に関する規則を、次のように定める。

平成 1 9 年 1 1 月 6 日

中国四国防衛局長 月橋 晴信

中国四国防衛局総務部長等の専決及び代決に関する規則

(通則)

第 1 条 中国四国防衛局長（以下「局長」という。）の決裁事項についての専決及び代決は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「専決」とは、常に局長に代わって局長の決裁事項のうち特定事項について決裁することをいい、「代決」とは、局長又は専決すべき者が出張、休暇その他の理由により不在であって、かつ、当該事項が至急に処理されなければならない場合に、それらの者に代わって当該事項について決裁することをいう。

(専決)

第 3 条 部長の専決事項は、別表第 1 のとおりとする。ただし、重要なもの又は異例なものを除く。

(代決)

第4条 代決を行うことができる者は、別表第2のとおりとする。

2 局長が不在の場合の代決は、当該事項を所掌する各部長が行う。

3 代決を行った者は、速やかにその権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 各部に関する事項

号数	事 項
1	定例的又は軽易な報告、依頼、通知、照会、進達、証明、協議、回答、申請に関する事。

2 総務部長専決事項

号数	事 項
1	陳情書、申請書、決議書等の措置に関する事。
2	調査、統計の作成及び資料の収集等に関する事。
3	諸証明に関する事。
4	恩給請求書、年金請求書の提出に関する事。
5	給与の諸手当の認定に関する事。
6	児童手当及び特例給付の認定等及び支給調書に関する事。
7	雇用保険被保険資格者の取得等の手続きに関する事。
8	退職票及び在職票の交付に関する事。
9	退職手当額の決定に関する事。
10	情報公開請求に係る開示等の決定及び期限の延長の決定に関する開示請求者への通知に関する事。
11	庁舎及び宿舍の登記の嘱託、地番の整理、変更に関する事。
12	庁舎及び宿舍の設置、取得、維持及び管理に関する資料の提出に関する事。
13	庁舎及び宿舍の営繕に関する資料の提出に関する事。
14	契約及び入札に関する諸報告及び通知に関する事。
15	争訟に関する事。

3 企画部長専決事項

号数	事 項
1	自衛隊の使用する国有財産等の工事の申請、協議、通知又は承認に関すること。
2	国有財産の取得、所管換、他の各省各庁の使用、一般の使用又は用途廃止に関すること（防衛大臣の承認を要するものを除く。）。
3	国有財産台帳への記載又は記録に関すること。
4	国有財産の取得、管理又は引継ぎに関する依頼、申請、協議、諸報告及び通知に関すること。
5	登記の囑託、地番の整理、変更に関すること。
6	直轄工事に関する申請、協議、届出、諸報告及び通知に関すること。
7	補償、見舞金、買収又は賃借契約に関する諸報告及び通知に関すること（業務課の所掌に属する事務については、漁業補償、漁業見舞金及び特別損失補償に関する事務に限る。）。
8	補助事業に関する諸報告及び通知に関すること。
9	合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令（昭和37年総理府令第42号）第4条第2項、第5条、第8条第2項、第11条、第12条第2項及び第15条第2項に規定する事務に関すること。
10	連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行規則（昭和36年総理府令第62号）第4条に規定する事務に関すること。
11	被害者等給付金支給細則（平成19年防衛省訓令第86号）第3条、第4条、第5条第2項から第4項まで、第8条並びに第9条第2項及び第3項に規定する事務に関すること。

4 調達部長専決事項

号数	事 項
1	<p>工事設計図、仕様書その他設計の根拠を示す書類（予定価格の基礎となる積算価格内訳明細書を除く。）の作成に関する事。</p>
2	<p>防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）第4条第8号に規定する直轄工事及び提供施設に係る整備の事務処理手続に関する訓令（平成20年防衛省訓令第35号）第3条第2項に規定する整備工事（以下「直轄整備工事」という。）に係る以下の事務。</p> <p>(1) 官公署等への手続（当該手続に必要な手数料の納付の決定を除く。）に関する事。</p> <p>(2) 現場説明書、数量書、要求性能書等の作成に関する事。</p> <p>(3) 工事設計図、仕様書、現場説明書、数量書、性能要求書等に係る競争参加者等からの質問に対する回答の作成に関する事。</p> <p>(4) 設計等技術業務及び事業監理業務に係る再委託の承諾に関する事。</p> <p>(5) 設計・施工一括発注方式工事に係る設計図の承諾に関する事。</p> <p>(6) 標準図等活用方式工事に係る調査及び詳細図等の承認に関する事。</p> <p>(7) 総価契約単価合意方式工事に係る単価合意書の締結に関する事。</p> <p>(8) 成績評定に関する事。</p>
3	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき開示請求された行政文書のうち、直轄整備工事に係る積算価格内訳明細書及びこれに関連するものについての開示等の決定及び期限の延長の決定に関する事。</p>
4	<p>中国四国防衛局における中央調達の事務の処理に関する達（平成27年中国四国防衛局達第8号）第2条第3項の規定に基づく中央調達に係る支出負担行為担当官補助者の異動通知に関する事。</p>

5 玉野防衛事務所長専決事項

号数	事 項
1	中国四国防衛局における中央調達の事務の処理に関する達（平成27年中国四国防衛局達第8号）第2条第3項の規定に基づく中央調達に係る支出負担行為担当官補助者の異動通知に関すること。

6 岩国防衛事務所長専決事項

号数	事 項
1	駐留軍等労働者の雇入れ、昇格その他の人事及び雇用の終了に関する訓令（平成19年防衛省訓令第112号）第2条から第4条まで及び第6条に基づく事務。
2	駐留軍等労働者の給与及び旅費に関する訓令（平成19年防衛省訓令第113号）に基づく事務（局長の指定する事項に限る。）。
3	駐留軍等労働者の福利厚生業務の委託に関する訓令（平成19年防衛省訓令第116号）に基づく事務（局長の指定する事項に限る。）。
4	駐留軍等労働者の福利厚生に関する事務の処理について（防地労第6555号。28.3.29）に基づく事務（局長の指定する事項に限る。）。
5	駐留軍等労働者の産業医等及び健康診断等の実施等に関する事務の処理について（防地労第8346号。31.4.26）に基づく事務（局長の指定する事項に限る。）。
6	駐留軍等労働者の労務管理等の諸証明及び諸報告に関すること（局長の指定する事項に限る。）。

別表第2（第4条関係）

権限を有する者	代 決 者
局 長	各部長（所掌事項に限る。）
総 務 部 長	総務課長（総務課所掌事項に限る。） 会計課長（会計課所掌事項に限る。） 契約課長（契約課所掌事項に限る。）
企 画 部 長	次長 地方調整課長（次長不在の場合に限る。）
調 達 部 長	次長 調達計画課長（次長不在の場合に限る。）